

## 課税標準の特例対象施設一覧表

整理番号	対 象	要 件 等 ( 概 略 )	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	協 同 組 合 等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①-1
2	各 種 学 校 等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	〃 ①-2
3	公 害 防 止 施 設 等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止のための施設	3/4	—	〃 ①-3
4	産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 事 業 用 施 設 等	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設	3/4	1/2	〃 ①-4
5	家 畜 市 場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	〃 ①-5
6	生 鮮 食 料 品 価 格 安 定 用 施 設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	〃 ①-6
7	醸 造 業 の 製 造 用 施 設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3/4	—	〃 ①-7
8	木 材 市 場 ・ 木 材 保 管 施 設	せり売り等の方法により定期的の開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—	〃 ①-8
9	旅 館 ・ ホ テ ル 営 業 用 施 設	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設	1/2	—	〃 ①-9
10	港 湾 施 設 の うち 一 定 の も の	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2	〃 ①-10
11	港 湾 施 設 の 上 屋 、 倉 庫	上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	〃 ①-11
12	外 国 貿 易 コ ン テ ナ ー 施 設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	〃 ①-12
13	港 湾 運 送 事 業 用 上 屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	〃 ①-13
14	倉 庫 業 者 の 倉 庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	〃 ①-14
15	タ ク シ ー 事 業 用 施 設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	〃 ①-15
16	公 共 の 飛 行 場 に 設 置 さ れ る 施 設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2	〃 ①-16
17	流 通 業 務 地 区 内 の 上 屋 、 店 舗 等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2	〃 ①-17

整理 番号	対 象	要 件 等 ( 概 略 )	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
18	流 通 業 務 地 区 内 の 倉 庫 業 者 の 倉 庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	法701の41 ①-18
19	特 定 信 書 便 事 業 用 施 設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1/2	1/2	〃 ①-19
20	心 身 障 害 者 多 数 雇 用 事 業 所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—	〃 ②
21	沖 縄 振 興 特 定 民 間 観 光 関 連 施 設	沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域に設置される一定の特定民間観光関連施設	1/2	—	本法附則 33①
22	沖 縄 振 興 情 報 通 信 産 業 施 設	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域に設置される一定の情報通信産業等の用に供する施設	1/2	—	〃 33②
23	沖 縄 振 興 産 業 高 度 化 ・ 事 業 革 新 促 進 事 業 用 施 設	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域に設置される一定の産業の用に供する施設	1/2	—	〃 33③
24	沖 縄 振 興 国 際 物 流 拠 点 産 業 施 設	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域に設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設	1/2	—	〃 33④
25	特 定 農 産 加 工 事 業 用 施 設	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認された計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設	1/4	—	〃 33⑤

(令和8年3月31日現在)